

お知らせ

令和2年度狂犬病の集合
予防注射を実施します

▼問合せ 環境課
☎ 62-0719

狂犬病予防注射は「すべての飼い犬」に「毎年1回」行うことが義務づけられています。生後91日以上の犬の飼い主の方は、次のいずれかの会場で予防注射を受けてください。

また、現在居住の市町村へ飼い犬の登録が義務づけられています。登録がお済みでない方は、会場で予防注射と登録の手続きをしてください。

なお、登録済の飼い主の方は、3月上旬に町からお送りする予防注射のご案内ハガキを当日持参してください。※会場で予防注射を受けられなかった場合、動物病院で予防注射を受けていただきます。注射済証明書と交付手数料をお持ちいただき、環境課で注射済票の交付を受けてください。

費用

未登録犬 6,500円（注射料2,950円・注射済票交付手数料550円・登録手数料3,000円）
登録犬 3,500円（注射料2,950円・注射済票交付手数料550円）
※つり銭のないようにご準備ください。

【本条例による禁止行為】

- 公共の場所及び他人が所有、または管理する土地にごみ等をみだりに捨てること
 - 公共の場所（指定喫煙所及び自動車内の喫煙を除く）での喫煙行為
 - 指定喫煙所
- 指定喫煙所は武蔵嵐山駅の東口と西口に設置してあります。
※指定喫煙所以外で携帯灰皿を使つての喫煙は禁止です。

過料

禁煙等強化区域内で禁止行為を行った者に対し、更生に必要な指導または勧告を行い、それに従わない者に対して命令をします。命令に違反した者には2,000円の過料が課せられます。

里山を整備し、農作物を
有害鳥獣から守ろう

▼問合せ 農政課
☎ 59-6671

里山・平地林の機能を再生し、有害鳥獣による農作物の被害を防ぐため、町では侵入した竹や笹の除去、林内の枯損木や不良木の伐採を行っています。この里山・平地林再生事業を使って整備した町有林（小千代山）は、嵐山町林業研究会が毎年下草刈を行い、環境の保全に努めています。

林内の見通しが悪いと防犯上の問題

予防注射の際のお願い

- 逃げられないよう首輪をしつかりと
- しめて、犬を制御できる方が連れてきてください。
- 鑑札、当該年度の注射済票は必ず、犬の首輪等に取り付けてください。
- 飼い犬が死亡したとき、飼い主や住所が変わったときは、環境課へ届け出てください。

狂犬病予防注射は、健康な状態であっても、ごくまれに副作用やアナフィラキシーショック等が起こることがあります。注射の後、状態をいつもより注意深く観察してください。もし異常が出たときは、すぐに獣医師へ連れて行ってください。

実施日	会 場	時 間
4月6日 (月)	古里コミュニティ消防センター	9時30分～10時15分
	ふれあい交流センター(菅谷)	11時～12時
4月7日 (火)	鎌形北部集会所	13時30分～14時15分
	川島集会所	9時30分～10時15分
	志賀2区自治会館	11時～12時
4月8日 (水)	北部交流センター (吉田)	13時30分～14時15分
	杉山公民館	9時30分～10時15分
	平沢コミュニティセンター	11時～11時45分
	大蔵構造改善センター	13時30分～14時15分

「嵐山町健康いきいきプラン
(案)」に対する意見(パブリック
コメント)を募集します

▼問合せ 健康いきいき課
☎ 62-0716

や、竹が道路に倒れると通行の危険も伴います。山林の所有者の方は、ご所有の山林の状況をご確認いただき、適正に管理をお願いします。

この計画(案)は、「自分の健康は自分でつくる」ことを基本に、全ての町民がいつまでも健康でいきいきとした生活を送ることを目指しています。皆さんからのご意見を募集します。

募集期間 3月2日(月)～13日(金)

対象 ①町内に在住・在勤・在学の方

②町内に事務所または事業所をお持ちの方

提出先 健康いきいき課

提出方法 ①郵送または持参

②電子メール(町ホームページより)

「嵐山町健康いきいきプランに対する意見」として、住所、氏名、ご意見をご記入のうえ提出してください。※匿名は意見として扱えません。

また、意見への個別回答はいたしません。ご了承ください。

閲覧場所 町ホームページ、健康いきいき課、ふれあい交流センター

資源・廃プラスチック類のごみ
の分別の徹底をお願いします

▼問合せ 環境課
☎ 62-0719

資源・廃プラスチック類処理施設で危険物の混入による火災事故等が発生しています。混入禁止物を混入させないよう分別の徹底をお願いします。

混入禁止物

- 電池類(乾電池、ボタン電池、リチウムイオン電池、バッテリー等)
 - ライター類(使い捨てライター等)
 - 蛍光灯類(蛍光灯、電球型蛍光灯等)
 - 水銀の体温計
 - スプレー缶類(消臭・殺虫・塗料等のスプレー、カセットボンベ等)
 - 金属類(缶詰、金属製品、小型家電製品等)
 - ビン・ガラス類(飲料・食用ビン、ガラス製品、陶器等)
- なお、粗大ごみ(大きさが30cm以上のもの)はごみ集積場に出せません。

4月1日よりスプレー缶の
収集日・出し方が変わります

▼問合せ 環境課
☎ 62-0719

スプレー缶の収集日を第1・3水曜日(金属類の日)から第4金曜日に変更します。

学用品費や学校給食費な
どの援助制度のご案内

▼問合せ 教育委員会事務局
☎ 62-0823

町では、経済的な理由によって就学困難な児童生徒(小学校新入学児童を含む)の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの援助を行っています。

【援助を受けられる方】

- 現在生活保護を受けている方(修学旅行費、医療費のみ)申請不要
- 生活保護を受けていないが、保護を必要とする状態にある方
- その他必要と認められる方(保護者の職業が不安定で生活状態が就学に影響を及ぼしている、と認められる家庭など)世帯構成・年収・家族の方の健康状態などにより、総合的に審査し決定します。

内容 学用品費、通学用品費、校外活動費、学校給食費、新入学用品費、修学旅行費など(学年により援助額は異なります)

申込み 学校または教育委員会事務局にある申請書で3月19日(木)までに封筒に入れ、学校または教育委員会事務局に提出してください。

その他 申請には印鑑が必要です。現在援助を受けている方も申請が必要です。小学校と中学校両校に在籍す

更しします。また、スプレー缶の出し方が変わります。なお、3月31日までは、収集日・出し方に変りありません。

【4月1日以降の出し方】

- 中身を使い切り、可能な限りフタ、キャップ、ラベルは取り外してください。
- 穴はあけずに出すことができます。
- ビニール袋等には入れずカゴに直接出してください。
- プラスチック製であっても、「火気厳禁」「高温注意」等と書いてあればスプレー缶として出してください。
- スプレー缶は絶対に他のごみ等に混入させないでください。
- フロンが入ったものは回収できません。
- 中身を使い切ることが困難な場合は、お問い合わせください。

ぽい捨てゼロできれいな町
づくりにご協力ください

▼問合せ 環境課
☎ 62-0719

「嵐山町ぽい捨てゼロできれいな町づくり条例」に基づき、武蔵嵐山駅周辺を「禁煙等強化区域」とし、清潔で美しい町づくりを推進しています。

町では、委託による巡回業務を実施していますが、いまだに喫煙やごみのぽい捨てが見られます。多くの皆様のご理解とご協力をお願いします。

る場合は、別々の申請書で提出してください。

※令和元年中の所得金額がわかるよう給与所得者で年末調整をしている方以外は、町県民税申告または確定申告を済ませてから申請してください。

「アート展嵐山」への協力
あじがつひびこりました

▼問合せ 健康いきいき課
☎ 62-0716

12月13・16日、ふれあい交流センターで「アート展嵐山」が行われました。出展者数102名、来場者数300名以上と多くの方にご参加、ご来場いただきました。

来場者による人気投票が行われ、第1位作品No.6 沖洋人様(個人)・第2位作品No.70 七郷福祉会ふるさと牧場(団体)の作品が選ばれました。

来場者から出展者に感動を伝えるコメントやアート展をより良くするため

のアドバイス等を多数いただくことができました。これらを参考に来年度も出展者、来場者共に楽しめるアート展にしていきたいと思

